

# 東日本大震災 Q & A (原発損害賠償関係)

## 内容

|  |    |
|--|----|
| 原発損害賠償関係.....  | 7  |
| 避難指示をめぐる問題.....  | 7  |
| Q1 原子力発電所（原発）事故による避難指示はどのような根拠に基づいて出されているのですか。.....  | 7  |
| Q2 東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）で発生した事故に関し、現在居住者に対してどのような指示がされていますか。指示に違反した場合、罰則はありますか。.....  | 7  |
| 避難と各種債務の支払をめぐる問題.....  | 9  |
| Q1 原発事故による警戒区域内の借家に住んでいました。避難後も賃料は支払わなければなりませんか。.....  | 9  |
| Q2 福島原発事故による避難指示区域（警戒区域も含む）に自宅を建て住宅ローンを組んでいますが、現在区域外の仮設住宅にいます。ローンの返済は続けなければならないのでしょうか。.....  | 9  |
| 避難と各種支援をめぐる問題.....   | 10 |
| Q1 原発事故に伴う避難についても、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けられますか。.....   | 10 |
| 損害賠償をめぐる問題.....  | 11 |
| Q1 福島原発事故によって負った損害について、誰に損害賠償請求ができますか。.....  | 11 |
| Q2 どのような方法で、福島原発事故の損害賠償の請求をすればよいのでしょうか。.....   | 11 |
| Q3 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針とは、どのようなものですか。.....  | 11 |
| Q4 中間指針やその追補に含まれない損害は、賠償されないということですか。.....   | 12 |
| Q5 福島原発事故で避難を強いられていることによって、精神的苦痛を感じています。慰謝料請求をすることはできますか。.....   | 12 |
| Q6 避難区域内で事業を営んでいました。営業損害については賠償されると聞いてはいますが、どのように算定すればよいのですか。.....   | 13 |
| Q7 避難区域内で事業を営んでいましたが、運転資金がなくなり、廃業を決意しました。どのような損害賠償を求めることができるのですか。また、事業拠点の移転をした場合はどうですか。.....                                       | 13 |
| Q8 自宅や事業所の拠点は避難区域外ですが、避難区域内を販売先とする仕事をしていました。原発事故で売り上げが無くなりましたが、損害賠償されますか。また、避難区域内に仕入先があり、納品が間に合わず他から急ぎよ、仕入れたため損害が生じた場合はどうですか。..... | 14 |
| Q9 原発事故により、自主的に農作物の出荷をやめましたが、その後、政府の出荷制限   |    |

- 指示がありました。指示前に出荷を自粛した分の損害は賠償されますか。 .....14
- Q 1 0 原発事故により出荷制限を受けた農作物を廃棄せざるを得ませんでした。廃棄にかかった費用は賠償されますか。作付制限を受けた農作物の苗の廃棄費用はどうですか。 .....14
- Q 1 1 原発事故により漁協から操業の自粛要請を受け、操業を停止したため、魚を出荷できません。その損害は賠償されますか。 .....14
- Q 1 2 畜産農家です。肉牛・乳牛に与える牧草・稲わらが汚染の恐れがあるとして、原発事故後の収穫分を牛に与えることや、牛の放牧について、政府の通知に基づいて県から自粛要請を受けています。そのため、代わりの飼料を買わざるを得ませんでした。この費用は賠償されますか。 .....15
- Q 1 3 風評被害とはどのようなものですか。中間指針では、どのように定めていますか。 .....15
- Q 1 4 東京電力が、原発事故の被害者に対し、本払いを始めたと聞きました。内容を教えてください。 .....16
- Q 1 5 東京電力による本払いは、事故発生日の3月11日から8月末までを1回目とし、その後は3か月ごとに行われるとのことですが、請求の締切りはあるのですか。 .16
- Q 1 6 東京電力から送られてきた損害賠償に関する書類には「すでにお支払いした仮払補償金については、ご請求に伴いお支払いする補償金額から控除させていただきます。」とありますが、仮払いを受けた金額が、本払い基準での請求金額を上回る場合は、どうすればよいのですか。 .....17
- Q 1 7 福島県内に住んでいましたが、原発事故後、避難指示等はなかったものの、県外に避難しました。東京電力に対して損害賠償請求できますか。 .....18
- Q 1 8 中間指針追補で指定された、福島県内の「自主的避難等対象区域」に住んでいました。原発事故後、ガソリン不足から避難できず、その後も不安を感じながらも住み続けています。東京電力に対し、損害賠償請求できますか。 .....19
- Q 1 9 中間指針追補では、自主的避難等対象区域からの自主避難者や滞在者の損害額について、子ども及び妊婦については40万円、それ以外の者については8万円が目安とされたようですが、目安とされた損害の項目と、対象としている期間について教えてください。また、東京電力は自主的避難に伴う費用について、これらの金額に追加して支払いを行っているようですが、この点についても教えてください。 .....19
- Q 2 0 損害項目のうち、実際に避難しなかった者には「移動費用」は発生していないにもかかわらず、なぜ、損害額の目安が一律に同額なのですか。 .....20
- Q 2 1 中間指針追補で示された賠償金の支払いを受けたい場合は、どのような手続きをとればよいのですか。また、いつごろ受け取れるのですか。 .....20
- Q 2 2 中間指針追補では、子ども及び妊婦に対する賠償対象期間について平成23年12月末とされたとのことですが、平成24年1月以降の分は賠償請求できないということ

|   |    |
|---|----|
| すか。 .....   | 20 |
| Q 2 3 福島県内の自主的避難等対象区域外に住んでいます。私と家族は、原発事故直後、県外に避難しました。同じ地域には、恐怖を感じながらも避難しなかった知り合いもいます。東京電力に対して損害賠償請求できますか。 .....   | 21 |
| Q 2 4 避難指示がなかったとはいえ、自主的避難により大変な苦痛を被りました。総額8万円の賠償金では納得ができません。また、避難したことによって勤務先を退職せざるを得ませんでした。収入が減ったことによる損害も賠償請求したいのですが、いずれも認められないということですか。 .....  | 22 |
| Q 2 5 原発事故により警戒区域から県内の他地域に避難しています。避難前の職場は在籍しているものの休業状態で、給料分を東京電力に賠償請求しています。パートに出た場合、賠償請求は打ち切られるのですか。 .....  | 22 |
| Q 2 6 原発事故により旧緊急時避難準備地域に住んでいた際の慰謝料請求について、締め切りが平成24年8月末までときましたが、その通りでしょうか。 .....   | 23 |
| Q 2 7 原発事故時、旧緊急時避難準備区域に住んで、今も住み続けており、東京電力の賠償が平成24年8月で打ち切られました。勤務先は避難指示区域内だったので、休業しています。休業損害の請求は平成24年12月で打ち切りと聞いたのですが、打ち切られてしまうのでしょうか。また、夏から秋にかけて、住んでいる区域で一時就労したのですが、その給与分について、後から返還など求められないか心配しているのですが大丈夫ですか。 ..... | 23 |
| Q 2 8 原発事故時、警戒区域に住んでいました。東京電力から支払われる原発被害の賠償金には所得税が課税されますか。 .....  | 23 |
| Q 2 9 原発事故時、避難指示区域に住んでいました。避難先で結婚(入籍)したら損害賠償が打ち切られると聞きましたが本当ですか。 .....  | 24 |
| Q 3 0 原発事故当時勤務していた会社が、事故の影響で撤退して失業しました。東京電力に対し休業損害の賠償請求をしています。しかし会社側が損害賠償を申立てており、まだ和解が成立していないとのことで、個人への損害賠償ができないと東京電力から回答を受けました。住まいと会社は、福島県内の避難等対象区域外でした。どうすればよいのですか。 .....   | 24 |
| Q 3 1 福島第一原発事故の損害賠償請求について、弁護団の紹介をしてもらえますか。 .....  | 24 |
| Q 3 2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構が原発事故の被害に関して相談会をしていると聞きました。どのようなものですか。 .....   | 25 |
| Q 3 3 避難指示区域に住んでいた母は、認知症により東京電力への損害賠償請求の書類が書けません。母の請求をするにはどうすればよいのですか。 .....  | 25 |
| Q 3 4 福島原発事故から3年が経過してしまうと、東京電力に対する損害賠償請求は、時効によってできなくなってしまうのでしょうか。 .....   | 26 |

|   |    |
|---|----|
| 財物賠償（土地・建物・家財の賠償）をめぐる問題.....  | 27 |
| Q 1 地震で自宅が雨漏りしましたが、原発事故による避難指示が出たので、修理できないまま避難しました。警戒区域の自宅に一時帰宅したところ、雨漏りにより、家財道具が腐って使い物にならなくなっていました。この損害は賠償されるのですか。また、その廃棄処分の費用や、修理すれば使えるものの修理費用も、賠償されますか。..... | 27 |
| Q 2 緊急時避難準備区域にある土地の売却を予定していましたが、福島原発事故が起こり、売れなくなってしまいました。どうすればいいですか。また、原発事故のため地価が下がり、当初予定していた価格よりも安く売却せざるをえなくなった場合はどうですか。.....                                  | 27 |
| Q 3 原発事故の影響で避難しています。震災前に父が亡くなり、私が土地建物を相続しています。東京電力から、相続登記をしてくださいと言われました。相続登記はどのようにすればよいのでしょうか。.....   | 27 |
| Q 4 原発事故により避難中です。警戒区域内の自宅は離婚した元夫の名義で、ローン支払いも元夫ですが、ローン完済後は譲り受ける取り決めをして住んでいました。今後、私と元夫のどちらが、自宅の賠償請求や、買い取りの交渉をすることになるのでしょうか。.....                                  | 28 |
| Q 5 警戒区域内の不動産について東電から賠償金の通知が来たのですが、その建物の名義はすでに亡くなった私の兄弟の名義でした。土地は、母の名義です。誰が賠償金を受け取ることができるのですか。.....   | 28 |
| Q 6 警戒区域内の自宅の賠償について、東京電力から、本払いに先立って建物の修復費用を支払うというお知らせが来ました。同じ敷地にある物置は未登記なのですが、住んでいた母屋と同じく、修復費用を求めることができますか。未登記では受け付けないとしても、今から登記した場合、求めることができますか。.....          | 29 |
| Q 7 原発事故による不動産の損害について、東京電力が行う建物修復費用の先行払いは登記情報に基づいて金額を出しています。しかしながら、増築分を登記していないため、実際の建物の面積は、税金の課税台帳に記載されたものです。課税台帳の面積分の先行払いを求めることができますか。.....                    | 29 |
| Q 8 避難指示区域から避難しています。東京電力から、避難元の不動産の損害賠償請求に関する書類が送られてきました。書類記載方法がわからないので教えて下さい。....  | 30 |
| Q 9 避難指示区域内に建物を所有しています。地主の土地を長年借り、地代も払い続けてきましたが、借地契約書を作っていませんでした。東京電力への損害賠償はどうすればいいですか。.....  | 30 |
| Q 10 東京電力は、原発事故による田畑の損害賠償にどのように対応していますか。.....   | 31 |
| 避難と失業給付をめぐる問題.....  | 32 |
| Q 1 福島原発事故による避難指示区域内の会社に勤務していましたが、事故後、会社が   |    |

|  |    |
|--|----|
| 休業となりました。休業中は雇用保険の失業給付を受け取れますか。事業再開の際、再雇用されると言われている場合も受け取れますか。東京電力への損害賠償の際には、受け取った分を差し引いて請求しなければならないのですか。 .....  | 32 |
| 原子力損害賠償紛争解決センターをめぐる問題 .....  | 33 |
| Q1 東京電力に対する損害賠償額を決めるために、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てを行うことができると聞きました。どのような機関なのですか。また、申し立てるには証拠や資料としてどのようなものが必要なのですか。 .....  | 33 |
| Q2 原子力損害賠償紛争解決センターで示された和解案に納得がいきません。その後どのような手続をとればよいのですか。 .....  | 33 |
| Q3 東京電力の本払い基準に納得がいきません。この場合、原子力損害賠償紛争解決センターを利用せず、裁判をすることも可能なのですか。 .....  | 34 |
| Q4 福島原発事故の損害について、国が仮払い(立替払)を行う法律ができたとききました。どのようなものですか。 .....   | 34 |
| Q5 東京電力への損害賠償として、複数の方法があることはわかりましたが、自分がどれを選択してよいのかわかりません。自分では判断がつかない場合、弁護士に相談することはできますか。 .....   | 34 |
| Q6 観光業を営んでいます。原発事故による風評被害についての損害賠償を東京電力に請求しましたが、見解が異なり納得がいかず、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て(原発ADR)を利用しようと考えています。東京電力への直接請求に比べ、挙証しなくてはならない範囲は増えるのでしょうか。 .....       | 35 |
| Q7 東京電力に対する損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に申し立てをしました。このたび和解案の提示がありましたが、納得できません。和解するしかないのでしょうか。どのくらいの人がどのような和解をしているか知る手段はありますか。また、和解に応じなかった場合はどうなるのですか。 ..... | 35 |

# 原発損害賠償関係

## 避難指示をめぐる問題

**Q 1 原子力発電所（原発）事故による避難指示はどのような根拠に基づいて出されているのですか。**

**A** 原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、政府が各地方公共団体の長に対して行う指示に基づきます。

- ・ 平成 23 年 3 月 15 日より 4 月 21 日までは、原子力災害対策特別措置法 15 条 3 項で、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した時は、市町村長及び都道府県知事に対し、「避難の為の立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示する」と規定され、これに基づき避難指示及び屋内退避指示がされていました。
- ・ 同年 4 月 22 日、これが解除され、居住者の生命身体に対する危険を防止するため、原子力災害対策特別措置法 20 条 3 項に基づき、警戒区域（設定は 21 日）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点が設定されました。
- ・ 同年 9 月 30 日、緊急時避難準備区域が一括解除されましたが、その他の設定区域の解除については、同日現在未定です。

**Q 2 東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）で発生した事故に関し、現在居住者に対してどのような指示がされていますか。指示に違反した場合、罰則はありますか。**

**A** 福島第一原発から

(1)半径 20 キロ圏内は警戒区域に設定され、立入りを制限（禁止）されています。違反した場合、10 万円以下の罰金または拘留となります。

(2)半径 20 キロから 30 キロのうち、いわき市を除く区域及び 30 キロ圏外でも飯舘村や川俣町の一部が、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域となっています。

(3)事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される特定への地点について、特定避難勧奨地点が設定されています（平成 23 年 9 月末現在）。

平成 24 年 4 月、警戒区域及び避難指示区域（計画的避難準備区域を含みます）の見直しが行われ、年間放射線積算線量に応じて新たに（1）避難指示解除準備区域（2）居住制限区域（3）帰宅困難区域が設定されることとなりました。詳細は、最新の政府の発表をご確認ください。

1. 警戒区域では、緊急事態応急対策に従事する者以外の立ち入りが制限され、違反する場合、災害対策基本法 116 条（原子力災害対策特別措置法 28 条 1 項）により、10

万円以下の罰金又は拘留となります。

2. 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関しては、指示に違反した場合の罰則はありません。なお、区域設定は、原発事故の状況で環境モニタリングの上、見直しをするとされており、緊急時避難準備区域は、平成 23 年 9 月 30 日、一括解除されました。詳細は、最新の政府の発表をご確認ください。
3. 特定避難勧奨地点は、国及び県において環境モニタリングを行い、その結果積算線量を推定し、設定がなされます。設定は住居単位で特定されます。

## 避難と各種債務の支払をめぐる問題

**Q 1 原発事故による警戒区域内の借家に住んでいました。避難後も賃料は支払わなければなりませんか。**

**A** 賃料を支払う必要はありません。

- ・ 警戒区域内は、居住者の立入りが制限され、借家の使用ができず居住ができませんので、借主は賃料を支払う必要はありません。
- ・ 住めなくなった理由（原発事故）について、賃借人に責任がないのと同様賃貸人にも責任がある訳ではありませんが、このような場合、法律では貸主側がリスクを負う（危険負担）とされています。

**Q 2 福島原発事故による避難指示区域（警戒区域も含む）に自宅を建て住宅ローンを組んでいますが、現在区域外の仮設住宅にいます。ローンの返済は続けなければならないのでしょうか。**

**A** 原則的には支払う必要があります。

返済猶予などの制度について、金融機関等に相談をされるとよいでしょう。

- ・ まず、福島原発事故が生じ避難せざるを得なくなったことを理由に住宅ローンが無くなるわけではありませんので、当然に支払わなくていいことにはなりません。
- ・ しかし、政府と日本銀行は、東日本大震災直後に、全金融機関に対し、被災者に対する返済猶予などの措置を講じるよう要請していますので、まずはローンを組んだ金融機関に、支払猶予などの制度について問い合わせください。
- ・ また、本年7月、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が制定されました。制定の目的は、東日本大震災によって、震災前に組んでいたローンの支払が困難な方の生活再建です。内容は、金融機関の協力のもと、一定の要件を満たせば、ローン債務の減額や免除が受けられる制度です。
- ・ 福島原発事故によりローンの返済が困難になった被災者の方については、東京電力から受ける損害賠償により本ガイドラインを適用するかどうか、検討がされているところです（平成23年9月現在）。

## 避難と各種支援をめぐる問題

**Q 1 原発事故に伴う避難についても、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けられますか。**

**A** 今回の原発事故に伴い避難した世帯への、被災者生活再建支援法に規定する支援金の給付は現在のところ認められていません。

- ・ 被災者生活再建支援法は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建のための支援金を支給する制度です。
- ・ 今回の原発事故に伴い避難した世帯が同法に規定する「被災世帯」すなわち「自然災害により・・・居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」に該当するかが問題となりますが、現在のところは認められていません。
- ・ なお、政府の方針を受け、東京電力が、今回の原発事故の避難に伴う損害につき行ってきた賠償金の仮払金の額は、被災者生活再建支援法における支援金と同等のものとなっておりますが、一部を除いて、仮払金の支払はすでに終了し、本賠償の手続が始まっています。

## 損害賠償をめぐる問題

### Q 1 福島原発事故によって負った損害について、誰に損害賠償請求ができますか。

**A** 原子力事業者である東京電力に対し、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法・げんぱいほう）に基づき、請求できます。

原子力事業者が賠償すべき額が原賠法7条1項で定められた賠償措置額（1事業所あたり1200億円）を超える場合は、政府が援助します（同法16条1項）。

福島原発事故による損害に関しては、賠償措置額を超える損害についても適切に賠償がなされるよう、政府により原子力損害賠償支援機構が設置されました。今後は、同機構が東京電力に資金提供することで、賠償の財源が確保されることとなります。

- ・ 原子力事故による被害者の救済等を目的として「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。
- ・ この法律は、
  1. 原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者集中し、
  2. 賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけ（賠償措置額は原子炉の運転等の種類により異なりますが、通常の商業規模の原子炉の場合の賠償措置額は現在1200億円）、
  3. 賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に、政府が原子力事業者の損害賠償に必要な援助を行うことが可能とすることにより、被害者救済に遺漏がないよう措置する等について定めるものです。

### Q 2 どのような方法で、福島原発事故の損害賠償の請求をすればよいでしょうか。

**A** 本賠償の請求方法としては、

- (1) 東京電力に直接請求する
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を求める
- (3) 裁判所に訴訟を提起する

方法があります。

各請求方法の特徴と選び方は、以降のQ&Aでご説明します。

具体的な手続は、問い合わせ先にご連絡ください。

### Q 3 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針とは、どのようなものですか。

**A** 福島原発事故によって生じた損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会が、

紛争の当事者による自主的な解決に資する原子力損害の範囲の判定等のための指針です。

原賠法に基づき、被害者の方と原子力事業者の間の原子力損害賠償に関する紛争の円滑かつ適切な処理を図るため、策定されています。

東京電力福島第一第二原発事故による原子力損害については、平成 23 年 8 月 5 日に、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下、本 Q&A では「中間指針」といいます。)」が作られました。

- ・ 平成 23 年 12 月 6 日に「中間指針追補(自主的避難等に関する損害について)」、平成 24 年 3 月 16 日に「中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」が作られました。
- ・ 原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により与えた「原子力損害」ですが(同法 3 条)、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって扱う理由はありません。
- ・ したがって、指針の策定に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上原発事故からその損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考え、この考えに基づいて、指針における賠償範囲がまとめられています。
- ・ なお、原子力損害賠償紛争審査会では「中間指針」「中間指針追補」「中間指針第二次追補」の各 Q&A 集も合わせて公開し、各指針の解説をしています。

#### Q 4 中間指針やその追補に含まれない損害は、賠償されないということですか。

**A** 必ずしも、そういう意味ではありません。

中間指針やその追補の中に具体的に記載されていない損害でも、原発事故により生じる損害に関して、事故との間に、社会通念上相当といえる因果関係(相当因果関係)が認められるものについては、賠償の対象となり得ます。

- ・ 中間指針やその追補は、福島原発事故による原子力損害の当面の全体像を示すものです。
- ・ 被害者の方と原子力事業者の間の原子力損害賠償に関する紛争の円滑かつ適切な処理を図るために作られたものですから、中間指針やその追補に記載されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

#### Q 5 福島原発事故で避難を強いられていることによって、精神的苦痛を感じています。慰謝料請求をすることはできますか。

**A** 対象区域からの避難を余儀なくされた方や、屋内退避区域内で屋内退避を余儀なくされた方については、慰謝料の基準が中間指針に記載されています。

- ・ 中間指針やその追補に記載がない場合には、慰謝料が認められないということではありません。

**Q 6 避難区域内で事業を営んでいました。営業損害については賠償されると聞いてはいますが、どのように算定すればよいのですか。**

**A** 営業損害とは、福島原発事故による減収分であり、減収分は、事故がなければ得られたであろう利益（逸失利益）として算定することになります。

- ・ 中間指針では、原則として、福島原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故により負担を免れた費用（本件事故がなければ負担していたであろう費用等と実際に負担した費用等との差額）を控除した金額が、逸失利益として営業損害になるとしています。
- ・ 具体的な算定は、個々の事業内容によって異なりますので、専門家へのご相談をお勧めします。
- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成 23 年 3 月 11 日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q 7 避難区域内で事業を営んでいましたが、運転資金がなくなり、廃業を決意しました。どのような損害賠償を求めることができるのですか。また、事業拠点の移転をした場合はどうですか。**

**A** 倒産や廃業した場合は、一定期間の逸失利益に加え、倒産や廃業に伴う追加的費用なども賠償の対象になると考えられます。

移転の場合は、移転までや移転後一定期間の逸失利益、移転費用なども賠償の対象になると考えられます。

- ・ 中間指針では、倒産や廃業した場合は、一定期間の逸失利益に加え倒産や廃業に伴う追加的費用なども、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。移転の場合は、移転までや移転後一定期間の逸失利益、移転費用なども、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ 廃業・移転についての損害賠償については、どのような営業損害がどの時点まで賠償されるか（終期はいつになるのか）が問題となります。
- ・ 営業損害の終期については、事業者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能になった日としたうえ、福島原発事故においては、とくに避難指示がまだ続

いている状態であるため現時点で終期を示すことは困難であり、改めて検討するとされています。

**Q 8 自宅や事業所の拠点は避難区域外ですが、避難区域内を販売先とする仕事をしていた。原発事故で売り上げが無くなりましたが、損害賠償されますか。また、避難区域内に仕入先があり、納品が間に合わず他から急ぎよ、仕入れたため損害が生じた場合はどうですか。**

- A** 原発事故との相当因果関係が認められる場合は、損害賠償が認められるでしょう。
- ・ このような被害は、いわゆる間接被害に該当します。
  - ・ 中間指針では、福島原発事故により政府などによる避難指示や出荷制限指示による損害によって被害を受けた者（第一次被害者）と、一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害としたうえ、事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性のない場合には、事故との間に相当因果関係があり、損害賠償の対象になるとしています。
  - ・ 事業の性格上、販売先や調達先が地域的に限られ、販売先や調達先が避難区域内であったため、その販売先や調達先の避難や事業休止によって損害が生じた場合、営業損害が賠償されることになるでしょう。

**Q 9 原発事故により、自主的に農作物の出荷をやめましたが、その後、政府の出荷制限指示がありました。指示前に出荷を自粛した分の損害は賠償されますか。**

- A** 特別な事情がない限り、賠償されるでしょう。
- ・ 中間指針では、政府による出荷制限指示前でも、原発事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、減収分等は賠償すべき損害と認められるとしています。

**Q 10 原発事故により出荷制限を受けた農作物を廃棄せざるを得ませんでした。廃棄にかかった費用は賠償されますか。作付制限を受けた農作物の苗の廃棄費用はどうですか。**

- A** いずれも賠償されるでしょう。
- ・ 中間指針では、政府等による出荷、作付制限指示等により生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。出荷制限を受けた農作物や作付制限を受けた苗の廃棄費用は、この範囲に含まれると考えられます。

**Q 11 原発事故により漁協から操業の自粛要請を受け、操業を停止したため、魚を出荷できません。その損害は賠償されますか。**

- A** 操業場所、自粛要請の決定過程等によることになるでしょう。

- ・ 中間指針では、農協や漁協などの生産者団体が政府や地方公共団体の関与の下、合理的な理由によって各生産者に自肅要請をしたことに伴う減収分は、賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ 例えば、福島県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が県との協議に基づき行った操業自肅要請による場合は、上記に含まれるとしています。

**Q 1 2 畜産農家です。肉牛・乳牛に与える牧草・稲わらが汚染の恐れがあるとして、原発事故後の収穫分を牛に与えることや、牛の放牧について、政府の通知に基づいて県から自肅要請を受けています。そのため、代わりの飼料を買わざるを得ませんでした。この費用は賠償されますか。**

**A** 賠償されるでしょう。

- ・ ご質問のような政府の通知は「放牧及び牧草などの給与制限指導」であり、中間指針における「政府が本件事故に関し行う指示」に該当します。
- ・ 中間指針によれば、このような場合、代替飼料の購入費用は、この指示に伴い「事業を変更したために生じた追加的費用」として、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。

**Q 1 3 風評被害とはどのようなものですか。中間指針では、どのように定めていますか。**

**A** 一般的には、物やサービスにまったく問題がないのに、問題があるとの情報が流れた結果、消費者に問題があると認識されてその価格が落ちたり価値がなくなったりする被害を指しますが、中間指針では、「『風評被害』とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味する。」とされています。

- ・ 中間指針では、「いわゆる風評被害という表現は、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもある。しかしながら、少なくとも本件事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、原子力損害として賠償の対象となる。このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費

者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない。したがって、上記のような誤解を招きかねない点に注意しつつ、「風評被害」という表現を用いることとする。」とされています。

**Q14 東京電力が、原発事故の被害者に対し、本払いを始めたと聞きました。内容を教えてください。**

**A** 本払いは、被害者の方に対する、同社からの確定した支払いです。福島原発事故後、東京電力は損害の仮払いを行ってきましたが、仮払金請求の受付を終了させ、本払いの請求受付を開始しました。同社では仮払いを請求した個人、法人、個人事業主の方々に対し、平成23年9月中旬から本払いのための請求書と案内冊子の発送を始めています。

仮払い請求を行っていない方や郵送先に変更のある方は、同社に対し、本払いの請求書用紙の申し込みをする必要があります。

- ・ 同社では、原子力損害賠償紛争審査会が発表した中間指針やその追補を踏まえた独自の算定基準を提示して、基本的には、この基準による損害項目及び損害額について、速やかに本払いを行うとしています。いまだ事故が収束せず、損害の終期が不明なことから、初回は3月11日から8月末までの損害額を算定し、請求に応じて10月より支払いが行われ、その後3か月毎に支払いが行われています。
- ・ なお、東京電力は本払いについて「本補償」という表現を使用してきましたが、東京電力より支払われる金銭の性質は、原子力損害の賠償に関する法律に基づく「損害賠償」であり、東京電力も8月30日付けプレスリリースにおいて、「原子力損害賠償制度の枠組みの下で」の「損害に対する」支払であることを明示しています。同社ホームページ上の表示も「賠償金のご請求について（本賠償の流れ）」とされており、東京電力によれば「本補償は本賠償と同義であり、今後は本補償という言葉を使用せず、本賠償に切り替えていく」とのことですので、本冊子では「本賠償」という言葉を使用します。

本賠償の内容と手続の流れは、東京電力ホームページにも示されています。

**Q15 東京電力による本払いは、事故発生日の3月11日から8月末までを1回目と**

**し、その後は3か月ごとに行われるとのことですが、請求の締切りはあるのですか。**

**A** 「締切り」はありませんが、東京電力は「2か月程度を目処に」としています。追加請求が一切できなくなるということにはならないと思われませんが、合意をする際には注意が必要です。

- ・ 東京電力作成の「補償金ご請求のご案内」の「Q&A」によれば、請求は受付開始日より「2か月程度を目処に」と記載されています。「2か月」を過ぎても支払は行われますが、「通常のお手続きよりも時間を要する場合がございます。」とされています。
- ・ 追加請求については、東京電力送付の本賠償「合意書」（見本）には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません。」との記載がありますが、平成23年9月27日、東京電力は「実際に送付する合意書につきましては、当該表記はございません。」と発表しています。したがって、東京電力送付の本賠償「合意書」には、「両者はその他の請求を放棄する。」「両者の間には何ら債権債務がないことを確認する。」といった趣旨の、いわゆる清算条項の記載はないと思われますので、合意書にサインをしたとしても、当該期間の追加請求は妨げられないでしょう。
- ・ しかし、同時に送付されている「補償金請求書」の「確認事項」には、「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとする」との記載があるため、東京電力は追加支払いについて、後日の直接交渉には応じないことも予想されます。合意をする場合には、こういった点に留意する必要があると考えられます。
- ・ 東京電力は、追加請求について、「合意書にご署名いただき、合意に至った事項でも、やむを得ない事情により請求漏れなどがあった場合には追加請求のご相談に応じさせていただきます」としています（[東京電力ホームページ（外部サイト）](#)）。すなわち、東京電力では追加請求については「請求漏れなど」を想定していると考えられます。一方、原子力損害賠償紛争解決センターでは、損害項目によっては、清算条項を設けず、追加請求を可能にする和解が成立した事案もあります。このように、追加請求については、個別具体的な事情に応じた対応が必要となりますので、詳細については、専門家へのご相談をお勧めします。
- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成23年3月11日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q16** 東京電力から送られてきた損害賠償に関する書類には「すでにお支払いした仮払補償金については、ご請求に伴いお支払いする補償金額から控除させていただきます。」とありますが、仮払いを受けた金額が、本払い基準での請求金額を上回る場合は、どうすればよいのですか。

**A** 原発事故ははまだ収束せず、損害の終期が確定していません。今後原発事故に伴う

損害が継続して発生する可能性がある限り、「控除」の基準となる金額が確定できませんので、その間は返還の必要はありません。

- ・ 東京電力作成の「補償金ご請求のご案内」においても、「ご請求対象期間について精算の結果、仮払補償金でお支払いした金額が補償金のご請求の金額を上回る場合は、当該対象期間のお支払はゼロとさせていただきます。」とされ、直ちに上回った分の返還を求めています。今後、3か月ごとに請求により行われる本払いに対して、仮払金を充当していくこととなります。
- ・ 一方、損害が確定してもなお、仮払いを受けた金額が本払い請求金額を上回る場合は、先に記載の「ご案内」同封の同意書には、「東京電力より支払われた仮払補償金と補償金（本賠償金）の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」との記載があります。これは、同意書にサインをした場合、仮払金を返還することに同意することとなりますので、該当が見込まれる方は、ご留意ください。
- ・ なお、東京電力は、第1回目の本賠償の金額が仮払金を上回らない場合の仮払金の精算について、「生活状況が厳しい事情がおありになる場合は」「ご要望に応じ、仮払補償金の精算方法等についてご相談させていただきます」としています（[東京電力ホームページ（外部サイト）](#)）。

**Q17 福島県内に住んでいましたが、原発事故後、避難指示等はなかったものの、県外に避難しました。東京電力に対して損害賠償請求できますか。**

**A** 福島原発事故当時、付近の一定の自治体から避難した場合、東京電力は、その損害賠償請求に応じています。

- ・ (1) 自主的避難等対象区域について
  - ・ 原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年12月6日付け中間指針追補を策定し、避難指示等に基づかずに行った避難（「自主的避難」）のうち、福島原発付近の23市町村に住居があった者の自主的避難に対する損害が、賠償の対象となることを示しました。
  - ・ この策定を踏まえて、東京電力は、対象区域に生活の本拠としての住居があった方に対する賠償金の支払いを行っています
  - ・ なお、中間指針追補では、「自主的避難等対象区域」は、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市 とされています。
- ・ (2) 自主的避難等対象区域外の地域について

- ・ さらに、東京電力は、同社原発事故発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に福島県の県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）に生活の本拠としての住居があった者で、18 歳以下であった者及び妊娠を対象として、賠償金の支払いを行っています。

**Q 1 8** 中間指針追補で指定された、福島県内の「自主的避難等対象区域」に住んでいました。原発事故後、ガソリン不足から避難できず、その後も不安を感じながらも住み続けています。東京電力に対し、損害賠償請求できますか。

**A** 東京電力に対する損害賠償請求が認められるでしょう。

- ・ 中間指針追補では、自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があるとして、原発事故後に区域内に滞在を続けた者に生じた損害も、賠償の対象となるとされました。
- ・ この策定を踏まえて、東京電力も自主避難者のみならず、滞在者も含めた損害賠償の実施を準備することを明示しています（平成 23 年 12 月 6 日付け同社プレスリリース）。したがって、原発事故発生時に対象区域に住んでいた者であれば、原発事故後に避難していなくても、東京電力は損害賠償請求に応じるものと考えられます。
- ・ なお、中間指針追補では、損害賠償の「対象者」は「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者で、自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない」とされています。

**Q 1 9** 中間指針追補では、自主的避難等対象区域からの自主避難者や滞在者の損害額について、子ども及び妊婦については 40 万円、それ以外の者については 8 万円が目安とされたようですが、目安とされた損害の項目と、対象としている期間について教えてください。また、東京電力は自主的避難に伴う費用について、これらの金額に追加して支払いを行っているようですが、この点についても教えてください。

**A** 損害の項目は、(1) 生活費の増加費用 (2) 精神的苦痛 (3) 移動費用としています。対象としている期間は、子ども及び妊婦を対象とする 40 万円については、事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害としています。一方、上記以外の者を対象とする 8 万円については、事故発生当初の時期の損害としています。

なお、東京電力は上記金額のほか、対象期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償として、18 歳以下であった者または妊婦で自主的避難をした場合は、一人あたり 20 万円を上記 40 万円に追加して支払うとしています。

**Q20 損害項目のうち、実際に避難しなかった者には「移動費用」は発生していないにもかかわらず、なぜ、損害額の目安が一律に同額なのですか。**

**A** 中間指針追補では、精神的損害、生活費の増加費用、移動費用を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断して、一律に、同額の目安を設定しています。

- ・ 中間指針追補では、「自主的避難者と滞在者とでは、現実には被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できない」としたうえで、自主的避難者の場合、避難することで、対象区域への滞在に伴う苦痛は解消されるが生活費が増加する一方、諸事情により滞在を余儀なくされた住民は、苦痛を感じ続けているとされています。これらの事情を踏まえ、広範囲に居住する多数の対象者について、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であるとして、損害額の目安を一律に設定したと説明されています。
- ・ なお、東京電力は、慰謝料のほか、対象期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償として、18歳以下であった者または妊婦で自主的避難した場合は、一人あたり20万円を追加して支払っています。詳細は東京電力ホームページをご覧ください。

**Q21 中間指針追補で示された賠償金の支払いを受けたい場合は、どのような手続をとればいいのか。また、いつごろ受け取れるのですか。**

**A** 中間指針追補の決定を受けて、東京電力では賠償金の支払を開始しています。請求に関する具体的な手続は、東京電力から発表されている内容をご確認ください。

**Q22 中間指針追補では、子ども及び妊婦に対する賠償対象期間について平成23年**

**12月末とされたとのことですが、平成24年1月以降の分は賠償請求できないということですか。**

**A** 必ずしもそうではありません。中間指針第二次追補では、子ども及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに検討し、賠償請求できる場合があるとされています。

- ・ 中間指針追補では、自主避難等対象区域の子ども及び妊婦に対する損害賠償の対象期間は、少なくとも指針策定時から確実な将来として見通すことができる期間として平成23年12月末を設定したに過ぎません。
- ・ 平成24年1月以降の損害に関しては、中間指針第二次追補では、「少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、

また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。」とされました。具体的な賠償額は「同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。」とされていますので、詳細については、弁護士・司法書士に相談することをお勧めします。

- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成 23 年 3 月 11 日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q 2 3 福島県内の自主的避難等対象区域外に住んでいます。私と家族は、原発事故直後、県外に避難しました。同じ地域には、恐怖を感じながらも避難しなかった知り合いもいます。東京電力に対して損害賠償請求できますか。**

**A** 区域外のうち、県南地域の一定の自治体の子どもおよび妊婦に対しては、避難の有無にかかわらず、東京電力が賠償金の支払いを行っています。

その他の地域に関しても、個別具体的な事情に応じて損害賠償が認められ得ると考えられます。賠償請求が可能か否かという点や、東京電力が直接交渉による賠償請求に応じない場合の請求方法については、弁護士に相談することをお勧めします。

- ・ 東京電力は、同社原発事故発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に福島県の県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）に生活の本拠としての住居があった者で、18 歳以下であった者及び妊娠を対象として、賠償金の支払いを行っています。東京電力は、避難した者にも、滞在を続けた者にも同額を支払うとしています。
- ・ 上記県南地域に該当する自治体は、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村とされています。
- ・ 中間指針追補で定めた自主的避難等対象区域の市町村以外の地域の住民についても、中間指針追補では、「個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められうる」ことが明示されています。
- ・ しかし、東京電力が、中間指針追補で対象となった地域以外の住民からの損害賠償請求に対し、一律の対応が困難であるとして、直接交渉に応じないことが予想されます。その場合、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てにより、和解の仲介を求めるなどの手段が考えられます。具体的な対応については弁護士・司法書士に相談することをお勧めします。

- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成 23 年 3 月 11 日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q 2 4 避難指示がなかったとはいえ、自主的避難により大変な苦痛を被りました。総額 8 万円の賠償金では納得ができません。また、避難したことによって勤務先を退職せざるを得ませんでした。収入が減ったことによる損害も賠償請求したいのですが、いずれも認められないということですか。**

**A** 必ずしもそうではありません。個別具体的な事情に応じて損害賠償が認められる場合もあり得るので、具体的な対応については、弁護士に相談することをお勧めします。

- ・ 中間指針追補で示された損害項目や損害額を超えた賠償請求についても、個別具体的な事情に応じて異なる賠償請求が認められることがあります。しかし、東京電力が直接交渉に応じないことが予想されます。その場合、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てにより、和解の仲介を求めるなどの手段が考えられます。具体的な対応については弁護士・司法書士に相談することをお勧めします。
- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成 23 年 3 月 11 日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q 2 5 原発事故により警戒区域から県内の他地域に避難しています。避難前の職場は在籍しているものの休業状態で、給料分を東京電力に賠償請求しています。パートに出た場合、賠償請求は打ち切られるのですか。**

**A** 必ずしも打ち切られません。東京電力は、原発事故後の臨時的就労により新たな就労先で得られた収入については、一定の範囲で賠償から控除されないとしています。

- ・ 東京電力は、中間指針第二次追補を踏まえ、東京電力は、原発事故以降に新たに就労した勤務先から平成 24 年 3 月 1 日以降において収入を得た場合、月額 50 万円を限度に事故がなければ得られたであろう収入から控除せず、賠償金を支払うとして

います（平成 24 年 6 月 21 日プレスリリース）。よってパートでの収入が平成 24 年 3 月 1 日以降のものであり、月額 50 万円を超えなければ、避難前の給与分の賠償金の受け取りは打ち切られません。

**Q 2 6 原発事故により旧緊急時避難準備地域に住んでいた際の慰謝料請求について、締め切りが平成 24 年 8 月末までとききましたが、その通りでしょうか。**

**A** 平成 24 年 8 月末というのは、東京電力が発表した、精神的損害（慰謝料）の賠償対象の最終期間を指します。損害賠償請求手続は、同年 8 月末以降も可能です。

- ・ 東京電力は、旧緊急時避難準備区域の方への損害賠償のうち、精神的損害について賠償対象期間を平成 24 年 8 月末までとしています（平成 24 年 7 月 24 日付プレスリリース）。これは原賠審中間指針及び第二次追補の算定期間第 3 期の終期目安を参考にしていると考えられます。

**Q 2 7 原発事故時、旧緊急時避難準備区域に住んで、今も住み続けており、東京電力の賠償が平成 24 年 8 月で打ち切られました。勤務先は避難指示区域内だったので、休業しています。休業損害の請求は平成 24 年 12 月で打ち切りと聞いたのですが、打ち切られてしまうのでしょうか。また、夏から秋にかけて、住んでいる区域で一時就労したのですが、その給与分について、後から返還など求められないか心配しているのですが大丈夫ですか。**

**A** 住まいが旧緊急時避難準備区域であっても、勤務先が避難指示区域内であれば、引き続き当面の間、休業損害を請求できます（東京電力ホームページをご参照ください）。また、10 月までの仕事分についても、平成 24 年 3 月 1 日以降については、一定の範囲（月額 50 万円以下）で原発事故がなければ得られたであろう収入から控除されないで、新たな勤務先からの給与とは別に、休業損害を受け取ることができます（東京電力ホームページをご参照ください）。

**Q 2 8 原発事故時、警戒区域に住んでいました。東京電力から支払われる原発被害の賠償金には所得税が課税されますか。**

**A** 賠償金の損害項目により、課税対象となる場合と、ならない場合がありますので、詳細は税務署にお尋ねください。また、震災時にお住いだった地域や被災の状況によっては、申告・納付等の期限が延長されていますので、この点も合わせてご確認ください。

- ・ 支払を受ける賠償金のうち、慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税に

なります。

- ・ 一方、避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分、又は出荷制限指示による棚卸資産等の損失などに対して支払を受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。これらの賠償金は、事業所得等の収入金額になった上で、減価償却費などの必要経費を控除した残額（所得）が課税の対象になります。
- ・ また、就労不能損害のうち、給与等の減収分（逸失利益）に対して支払を受ける賠償金は、雇用主以外の者から支払を受けるものであることから、一時所得の収入金額になります。
- ・ 個別の項目や一時所得の計算方法などについては、国税庁ホームページを参照するなどして、最寄りの税務署にご相談ください。

**Q 2 9 原発事故時、避難指示区域に住んでいました。避難先で結婚（入籍）したら損害賠償が打ち切られると聞きましたが本当ですか。**

**A** 必ずしも打ち切られませんが、東京電力は、「結婚の事実だけをもって避難（賠償）終了の扱いとすることはありません。具体的なお事情をおうかがいすることになります。結婚の事実にかかわらず、やむなく他の地域に移住される場合には、避難を継続された場合と同様のお取扱いとなります。」としています（東京電力ホームページをご参照ください）。

**Q 3 0 原発事故当時勤務していた会社が、事故の影響で撤退して失業しました。東京電力に対し休業損害の賠償請求をしています。しかし会社側が損害賠償を申立てており、まだ和解が成立していないとのことで、個人への損害賠償ができないと東京電力から回答を受けました。住まいと会社は、福島県内の避難等対象区域外でした。どうすればよいですか。**

**A** 東京電力が直接のご請求に応じない場合は、弁護士等の専門家へのご相談や原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介申立等をご検討いただくこととなります。

- ・ 東京電力は、ご質問のように「避難等対象区域外に住所及び勤務先があり、当該勤務先が本件事故により営業損害を被ったことによる就労不能等損害」について、「退職の場合個人からの請求を認めている」としています。しかしながら、当該勤務先が東京電力に対し営業損害を求め、その解決が済んでいない場合に、その未解決を理由に、個人からの請求に対する支払いを受け付けていない場合があります。この場合、東京電力が直接請求に応じないこととなりますので、回答のとおり、弁護士等の専門家にご相談なさり、対応を検討することをお勧めします。

**Q 3 1 福島第一原発事故の損害賠償請求について、弁護団の紹介をしてもらえます**

か。

**A** 法テラスから弁護団の紹介はできませんが、下記の説明をご参考にして下さい。

- ・ 日本弁護士連合会のホームページには、各地の弁護士会の震災相談窓口一覧のほか、福島第一原発事故による被害に遭われた方のため各地で結成された弁護団の相談窓口一覧が掲載されていますので、そちらをご参考になさってみて下さい。

### Q 3 2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構が原発事故の被害に関して相談会をしていると聞きました。どのようなものですか。

**A** 原子力損害賠償・廃炉等支援機構では、避難指示区域内・区域外、個人・事業者を問わず、原発事故による損害賠償でお困りの方を対象に、福島県内外で弁護士による無料の相談会を行っています。

- ・ 対面による相談のほか、電話による相談や行政書士による情報提供も行っています。対面相談は事前予約制になっていますので、ご相談をご希望の方は予約ダイヤルへお電話ください。(※)
- ・ 予約ダイヤル（対面相談をご希望の場合）  
電話番号 0120-330-540  
受付時間 月曜から日曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分から午後5時
- ・ 電話相談ダイヤル（電話相談をご希望の場合）  
電話番号 0120-013-814  
受付時間 月曜から土曜（祝日、年末年始を除く）午前10時から午後1時、午後2時から午後5時
- ・ 相談会の開催場所やスケジュールは、ホームページからも確認いただけます。  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
[https://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai\\_annai.html](https://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai.html)（外部サイト）  
(※) 新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会・相談会が変更・中止となる可能性があります。変更の有無については予約ダイヤルまでお問い合わせください。

### Q 3 3 避難指示区域に住んでいた母は、認知症により東京電力への損害賠償請求の書類が書けません。母の請求をするにはどうすればよいですか。

**A** 状況により、成年後見（保佐を含む）制度を利用して、成年後見人がご本人を代理して請求を行うことが考えられます。詳細は弁護士・司法書士等の専門家にご相談ください。

- ・ 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を支援し、保護するための制度です。成年後見人が選任されると、ご本人に代わって、本人のために東京電力に対する損害賠償請求手続きを行います。また、受領し

た賠償金の管理も、成年後見人が行うことになるでしょう。状況により、ご家族がなる場合や、弁護士などの第三者専門家になる場合があります。選任には、家庭裁判所に申し立てをする必要がありますので、詳細は弁護士・司法書士等の専門家にご相談なさることをお勧めします。

**Q34 福島原発事故から3年が経過してしまうと、東京電力に対する損害賠償請求は、時効によってできなくなってしまうのでしょうか。**

**A** 福島原発事故による東京電力に対する損害賠償請求については、特例法により消滅時効の期間が10年となりました。よって、東京電力が同事故から3年が経過したことを理由に、消滅時効を主張して請求を受け付けないことはありません。

- ・ 福島第一原発事故による損害賠償請求権の消滅時効特例法が、平成25年12月4日に成立し、同月11日に公布・施行されました。
- ・ この特例法で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力事業者（東京電力）に対する賠償請求権については、民法第724条の規定の適用について（1）損害及び加害者を知った時から「3年間」とされている消滅時効の期間を「10年間」とすること（2）「不法行為のときから20年」とされているいわゆる除斥期間を「損害が生じたときから20年」とすることと規定しています。
- ・ この法律が成立したことで、当該賠償請求権の時効は10年となりましたので、東京電力が3年間の消滅時効を主張することはできません。
- ・ 除斥期間とは、一定の権利について法律が予定する存続期間のことです。特例法では、事故後に判明する健康被害等に対応できるように、この除斥期間について、平成23年3月11日の事故発生（不法行為）のときからではなく、健康被害等（損害）が生じたときから20年と規定しました。
- ・ 具体的な請求に関する詳細は、専門家に相談することをお勧めします。

## 財物賠償（土地・建物・家財の賠償）をめぐる問題

**Q 1** 地震で自宅が雨漏りしましたが、原発事故による避難指示が出たので、修理できないまま避難しました。警戒区域の自宅に一時帰宅したところ、雨漏りにより、家財道具が腐って使い物にならなくなっていました。この損害は賠償されるのですか。また、その廃棄処分費用や、修理すれば使えるものの修理費用も、賠償されますか。

**A** いずれも賠償されるでしょう。

- ・ 中間指針では、避難指示により避難を余儀なくされて、財物の管理ができなくなったことにより、その財物の価値が失われた場合には、その価値喪失分は賠償されるべき損害であるとしています。価値の基準は、原発事故時における時価や簿価とされています。
- ・ また、廃棄費用、修理費用などの追加的費用も、原則としてその財物の価値の範囲内で、損害に含まれるとしています。
- ・ 警戒区域見直し後は、新たな区域設定に応じた賠償がされると考えられます。

**Q 2** 緊急時避難準備区域にある土地の売却を予定していましたが、福島原発事故が起こり、売れなくなってしまいました。どうすればいいですか。また、原発事故のため地価が下がり、当初予定していた価格よりも安く売却せざるをえなくなった場合はどうですか。

**A** 原発事故がなければ、予定の価格で売買契約が成立していたことの確実性がある場合は、一定の範囲で損害賠償が認められるでしょう。

- ・ 中間指針では、当該区域内の不動産について、福島原発事故により契約の締結自体を拒絶された場合、事故がなければ契約が成立していた確実性がある場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ また、原発事故によって売買契約価格が下落したことで生じた損害は、福島原発事故がなければ当初の予定価格で契約が成立していたとの確実性がある場合は、予定価格と現実の契約価格の差額が賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ なお、緊急時避難準備区域は平成 23 年 9 月 30 日に解除されました。

**Q 3** 原発事故の影響で避難しています。震災前に父が亡くなり、私が土地建物を相続しています。東京電力から、相続登記をしてくださいと言われました。相続登記はどのようにすればよいのでしょうか。

**A** 相続登記とは、相続を原因として所有権を移転する登記です。

申請書および添付書類（遺言書、遺産分割協議書、被相続人の除籍謄本等）が必要となります。

添付書類については、登記の種類によって異なります。

- ・ 誰を所有者として登記するかは、遺言の有無や遺産分割協議の行方により決まりますが、それがないのであれば、法律の規定にもとづく法定相続によることとなります。
- ・ 遺産分割をした時点で既に法定相続による相続登記をしていた場合には、遺産分割を原因として遺産分割で決めたとおりの持分とする持分移転の登記をすることになります。遺産分割をした時点で未だ法定相続による相続登記をしていないのであれば、遺産分割は相続開始時にさかのぼって効力が発生しますので、相続を原因として所有権移転登記をすることができます。
- ・ つまり、遺産分割前に相続登記をすれば、結果として2回の登記になり、遺産分割後に登記をするなら、1回で済むということです。
- ・ 相続登記をしないで長年放置しておく、相続人も亡くなるなどして、相続登記をすることが困難になる場合があります。
- ・ ただし、東京電力は、相続登記が完了したとしても、避難指示区域内の建物修復費用等（前払）の支払には応じません。この修復費用は原発事故発生時の登記情報で判断しているからです。東京電力は、「まず相続登記を行っていただいたうえで、今後予定している建物の財物価値の喪失または減少に係る賠償（本払）にてご請求いただきますようお願いいたします。（同社ホームページ）」としています。

**Q 4 原発事故により避難中です。警戒区域内の自宅は離婚した元夫の名義で、ローン支払いも元夫ですが、ローン完済後は譲り受ける取り決めをして住んでいました。今後、私と元夫のどちらが、自宅の賠償請求や、買い取りの交渉をすることになるのでしょうか。**

**A** 東京電力は、不動産の賠償について、その所有者に対して賠償金を支払うとしています。平成24年10月現在受け付けている修復費用の先行払いは、所有の確認は登記情報によって行うとしていますので、先行払いの請求ができるのは、不動産の登記名義人である元夫と考えられます。一方、本払いの請求や不動産の買い取りの対象者に関しても同様に登記で判断することも考えられますが、個別の対応を行うことも考えられ、この点はまだ未定です（平成24年10月現在）。

**Q 5 警戒区域内の不動産について東電から賠償金の通知が来たのですが、その建物の名義はすでに亡くなった私の兄弟の名義でした。土地は、母の名義です。誰が賠償金を受け取ることができるのですか。**

**A** 東京電力が平成24年7月31日より開始している、建物修復費用の先行払いについては、亡くなった方が登記の名義人となっているため、受けることができません。また、修復費用の先行払いは、建物の所有者に対して行われていますので、土地の名義人であっても先行払いを求めることはできません。一方、本賠償については、福島原発事故当

時、建物を相続していたものの、名義を変更せずに建物を所有している場合、相続登記を行えば請求ができます。その他、原発事故当時の所有者を相続登記のみで判断できないなどの事情がある場合は、弁護士や司法書士などの専門家にご相談なさることをお勧めします。

- ・ 東京電力は、不動産の賠償について、その所有者に対して賠償金を支払うとしています。しかしながら、修復費用の先行払いは、所有の確認は登記情報によって行うとしています。登記名義人が福島原発事故当時すでに亡くなっていた場合は、「今回の賠償は、本件事故発生時点の不動産登記情報により賠償させていただきますので、まず相続登記を行っていただいたうえで、今後予定している建物の財物価値の喪失または減少に係る賠償にてご請求いただきますようお願いいたします。」として、先行払いを受け付けていません。また、相続登記を行ったとしても、先行払いは受けられず、本賠償として請求するということになります。

**Q 6 警戒区域内の自宅の賠償について、東京電力から、本払いに先立って建物の修復費用を支払うというお知らせが来ました。同じ敷地にある物置は未登記なのですが、住んでいた母屋と同じく、修復費用を求めることができますか。未登記では受け付けないとしても、今から登記した場合、求めることができますか。**

**A** 登記していなかった物置については、先行払いを受けることができません。また、今後登記したとしても、先行払いの登記の有無の判断は、福島原発事故発生時点を基準としていますので、受けることができません。

- ・ 東京電力は、不動産の賠償について、その所有者に対して賠償金を支払うとしています。しかしながら、修復費用の先行払いは、所有の確認は登記情報によって行うとしていますので、登記していなかった物置については、先行払いの請求はできません。また、今後登記したとしても、登記の有無は、福島原発事故発生時点を基準としていますので、先行払いは受けることができません。

一方、本払いとしての賠償請求は、建物の存在や所有者の確認について登記の有無のみで判断せず、個別の対応を行うことも考えられますが、詳細は未定です（平成24年10月現在）。

**Q 7 原発事故による不動産の損害について、東京電力が行う建物修復費用の先行払いは登記情報に基づいて金額を出しています。しかしながら、増築分を登記していないため、実際の建物の面積は、税金の課税台帳に記載されたものです。課税台帳の面積分の先行払いを求めることができますか。**

**A** 建物修復費用の先行払いは、「不動産登記情報」のみで判断されていますので、課税台帳の面積分での先行払いを求めることはできません。ただし、本払いでは詳細は未定ですが、他の資料も参考に判断することが考えられます。先行払いを受ける際には、

先行払いを受けた面積が本払いでも確定したものとならないよう、東京電力との間で確認しておく必要があります。

- ・ 東京電力は、建物の修復費用の先行払いについて、「不動産登記情報の床面積（m<sup>2</sup>）に単価（1m<sup>2</sup>あたり14,000円）を乗じた金額をお支払いさせていただきます」としています（平成24年7月24日付プレスリリース）。したがって、課税台帳を反映させた面積の先行払いは受け付けられません。一方、この先行払いは、「建物に対する賠償金の一部を先行してお支払いするものですので、今後お支払いする財物に係る賠償額から精算させていただきます」とされ、今後の本賠償では、登記以外の個別判断をおこない、賠償額を確定させることが考えられます。その際には、東京電力に対し、登記情報ではなく、課税台帳に基づく面積での本賠償を受けられるよう、交渉をすることが必要になります。また、いったん先行払いでの「底面積」を判断した以上、登記情報の底面積に基づいた本賠償の支払いしか受けられないといった事態を避けるため、先行払いを受ける時点で、東京電力に対して、課税台帳が登記と異なることを伝え、この点を明確にしておくことが必要とも考えられます。このように、先行払いを受ける際にも注意しなければならないことがありますので、詳細は弁護士や司法書士などの専門家にご相談なさることをお勧めします。

**Q 8 避難指示区域から避難しています。東京電力から、避難元の不動産の損害賠償請求に関する書類が送られてきました。書類記載方法がわからないので教えてください。**

- A** ご不明な内容によって、お問い合わせ先をご選択いただくことになります。
- ・ 請求内容や金額はすでに決まっているものの、書き方のみがわからない場合は、東京電力福島原子力補償相談室（土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル）電話：0120-926-596（受付時間 9時 - 21時）にお問い合わせください。お住まいの最寄りの場所で、同社が説明会を開いている場合もありますのでご確認ください。
  - ・ 書き方とともに、登記、賠償金額、権利関係などにもご不明な点がある場合は、(1) 原子力損害賠償支援機構、(2) 各弁護士会の相談会・電話相談・面談相談等、(3) 各司法書士会の相談会・電話相談・面談相談等をご利用ください。開催場所や相談時間、予約の要否は随時更新されますので、まずは各機関にお問い合わせください。
  - ・ また、無料相談会以外でも、弁護士や司法書士への相談は、法テラスの震災無料相談を利用できますので、詳細はお住まいの最寄りの法テラスにお問い合わせください。

**Q 9 避難指示区域内に建物を所有しています。地主の土地を長年借り、地代も払い続けてきましたが、借地契約書を作っていませんでした。東京電力への損害賠償はどうす**

ればいいですか。

**A** 東京電力は、借地権の損害賠償請求にあたり、土地の賃貸借契約書がない場合も対応していると思われます。詳細は弁護士等の専門家にご相談ください。

- ・ 東京電力は借地権の損害賠償請求については「原則として固定資産課税情報の明細毎に、ご請求者さまに借地権のご申告をいただき、直近の地代の支払い書類（お持ちの場合は宅地の賃貸借契約書もご提出ください）に加え、その借地上にご請求者さまご所有の建築物があることを確認させていただき、借地権の存在および所有を確認させていただきます。」としています（東京電力ホームページをご参照ください）。したがって、地代の支払いの資料があれば、必ずしも契約書を交わしていなくても損害賠償請求には応じると思われます。

**Q10** 東京電力は、原発事故による田畑の損害賠償にどのように対応していますか。

**A** 東京電力は平成 25 年 11 月より、原発事故発生日時点において、避難指示区域内に個人・個人事業主・中小法人が所有していた田畑を対象として、損害の賠償を開始しました。

- ・ 賠償金支払いの対象となる損害については、東京電力では、原発事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分としています。その他、所有者の確認方法、所有者が亡くなり相続が発生した場合の対応、賠償金額の算定方法等、請求に関する詳細は、東京電力ホームページをご参照ください。
- ・ なお、東京電力への直接請求（本賠償）において、対象田畑・所有・賠償価格・算定方法等で疑問がある場合には、専門家への相談をお勧めします。東京電力と本賠償の合意ができない場合には、原子力損害賠償紛争解決センターでの和解仲介（原発ADR）の申立てや、訴訟といった手段を検討することになります。

## 避難と失業給付をめぐる問題

Q 1 福島原発事故による避難指示区域内の会社に勤務していましたが、事故後、会社が休業となりました。休業中は雇用保険の失業給付を受け取れますか。事業再開の際、再雇用されると言われている場合も受け取れますか。東京電力への損害賠償の際には、受け取った分を差し引いて請求しなければならないのですか。

A いずれの場合も、失業給付が受け取れます。

また、東京電力への賠償請求の際には差し引く必要はありません。

- ・ 災害時における雇用保険の特例措置として、福島原発事故による避難指示区域（計画的避難準備区域・緊急時避難準備区域を含む）の設定を受けたために事業所が休業を余儀なくされ、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合、労働者は、実際に離職していなくとも、失業給付を受け取ることができます。また、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、受け取ることができます。
- ・ また、会社の休業により、就労ができなくなった場合、東京電力に対して給与の減収分を損害賠償できますが、その減収を算定する際に、先の失業給付は給与と同じ性質のものではありませんので、差し引く（控除する）必要はありません。この点は、中間指針及び原賠審が公表しているQ&A集にも明示されています。

## 原子力損害賠償紛争解決センターをめぐる問題

**Q 1 東京電力に対する損害賠償額を決めるために、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てを行うことができると聞きました。どのような機関なのですか。また、申し立てするには証拠や資料としてどのようなものが必要なのですか。**

**A** 原子力損害賠償請求についての和解仲介手続を実施するため、政府により設けられた機関です。

必要書類としては、申立てを理由付ける証拠としての契約書や決算書類などのほか、会社の登記簿謄本などを提出することになります。

- ・ 原子力損害賠償紛争解決センター（「原発ADR」と呼ばれることもあります）は、文部科学省のほか、法律専門家によって構成されています。同センターでは、中立公正な立場の仲介委員が申立人と相手方の双方から事情を聞き取って、検討を行い、双方の意見を調整しながら、和解案を提示するなどして当事者の合意による紛争解決を目指します。申立受理から解決までの標準期間は、3 か月程度を予定しています。
- ・ 同センターで解決できるのは、原発事故を理由とする原子力事業者（東京電力）への損害賠償請求ですので、東京電力に対して、土地や車両や放射能汚染により廃棄せざるを得ない商品の買取りを求めたりすることはできません。開催場所は、基本的には東京と郡山ですが、今後は利用者の利便性を考え、被害者の方々が多く避難されている市町村でも開催することが予定されています。
- ・ 申し立てするには、所定の申立書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、同センター東京事務所あてに郵送します。申立書用紙は、同センター各事務所に備え付け、また、文部科学省のホームページからダウンロードできるほか、被災地の県庁、市役所、弁護士会等にも備え付ける予定です。ただし、申立書は参考書式ですので、例えば、請求額の記載部分について、東京電力に提出した請求書のコピーを使うということも可能です。
- ・ 事案により、証拠書類が異なりますので、詳細は同センターのホームページや電話でお問い合わせをご確認ください。

**Q 2 原子力損害賠償紛争解決センターで示された和解案に納得がいきません。その後どのような手続をとればよいのですか。**

**A** 和解案に納得がいかない場合は、和解に応じる必要はありません。

和解が成立しない場合は、同センターでの手続は終了し、裁判所に民事訴訟を起こすなどの手続を検討することになります。

- ・ 同センターは和解の仲介をする機関ですから、同センターが提示する和解案は、法的に当事者を拘束するものではなく、和解案に従わなければならないことにはなり

ません。

- ・ 和解不成立で同センターでの手続が終了した場合は、民事訴訟の提起などが考えられます。

**Q 3 東京電力の本払い基準に納得がいきません。この場合、原子力損害賠償紛争解決センターを利用せず、裁判をすることも可能なのですか。**

**A** 可能です。

- ・ 同センターは、主として、被害者と東京電力の直接交渉において合意ができない場合に、和解の仲介手続を行う機関です（直接交渉をしないで、最初から同センターを利用することもできます）。
- ・ この和解仲介手続は、訴訟提起前に必ず利用しなければならないものではありません。したがって、同センターでの手続を経ずとも、民事訴訟を提起することは可能です。

**Q 4 福島原発事故の損害について、国が仮払い(立替払)を行う法律ができたとききました。どのようなものですか。**

**A** 正式名称は、「原子力事故被害緊急措置法」で、福島原発事故の賠償金の一部を、国が東京電力に代わり、立て替えるために制定された法律です。

- ・ 平成 23 年 9 月現在、政令により仮払いの対象として閣議決定されたのは、福島原発事故の風評被害で観光客が減少して収益が減った、福島、茨城、栃木、群馬四県のホテルや旅館、旅行代理店、観光地にある小売業や外食産業などの観光業です。
- ・ なお、今後対象業種や区域等が追加されるかについては未定です(平成 23 年 9 月現在)。

**Q 5 東京電力への損害賠償として、複数の方法があることはわかりましたが、自分がどれを選択してよいのかわかりません。自分では判断がつかない場合、弁護士に相談することはできますか。**

**A** 先に挙げた請求手段は、下記のように、それぞれに特徴があります。

判断に迷う時は弁護士への相談をおすすめしますが、最終的にはご自身にとって納得のいく賠償がなされる手続を選ぶことになります。

なお、原発損害賠償についての弁護士への相談や、紛争解決センターへの申立てや訴訟提起について弁護士に依頼したい場合、一定の要件の下、法テラスの民事法律扶助制度による援助（無料法律相談、弁護士費用等の立替）を受けることができます。

- ・ どの手続がよいのかは、支払のスピードを優先させるのか、多少支払が遅くなっても東京電力の提示額ではなく、第三者の見解や判断を求めるかによっても選ぶ手続

は変わりますし、中間指針に明示された損害か否かによっても異なってきます。

- ・ たとえば、個人の方で中間指針の対象となっている場合には、すでに始まっている東京電力の本払いについて合意が整えば、10月からの支払が始まりますので、迅速な賠償を受けることができます。しかし合意をする以上は、後になって合意した項目について追加請求を求めることは、困難になります。
- ・ 一方、東京電力の提示を受け入れず、合意をしない場合には、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てや訴訟提起などによって賠償額を確定させることとなります。その場合、同センターの和解案提示や裁判所による判決によって、納得のいく賠償額が得られる可能性があります。その分、最終支払を受けるまでに時間がかかることにもなります。
- ・ どの手続きをとったらよいか、東京電力と合意すべきかなどの疑問がある場合は、弁護士に相談することをお勧めします。
- ・ 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成23年3月11日に自宅や営業所があった方は、震災法律援助事業が利用できます。援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事事件に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。立替金は、事件終了まで返済が猶予されます。詳しくは、お近くの法テラス窓口へお問い合わせ下さい。

**Q6 観光業を営んでいます。原発事故による風評被害についての損害賠償を東京電力に請求しましたが、見解が異なり納得がいかず、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て（原発ADR）を利用しようと考えています。東京電力への直接請求に比べ、拳証しなくてはならない範囲は増えるのでしょうか。**

**A** 必ずしも増えるとは限りません。具体的な損害項目や請求金額、その資料や事情などを挙げて、専門家にご相談なさることをお勧めします。

- ・ 原発ADRは裁判とは異なり、必要な資料や説明の方法は柔軟に考えられています。東京電力が直接請求で支払いを拒んでいる場合でも、解決センターが和解仲介の際に、申立人の主張の損害項目や金額について、説得的な論拠や資料があると判断すれば、和解案に盛り込まれる可能性があります。個別具体的な事情を専門家に相談するなどして、申立てをご検討下さい。

**Q7 東京電力に対する損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に申し立てをしました。このたび和解案の提示がありましたが、納得できません。**

和解するしかないのでしょうか。どのくらいの人がどのような和解をしているか知る手段はありますか。また、和解に応じなかった場合はどうなるのですか。

**A** 原子力損害賠償紛争解決センターの提示する和解内容に応じる義務はありません。応じない場合は和解が不成立となって仲介手続きが終了しますので、裁判所で東京電力に対し、損害賠償請求訴訟を提起することが考えられます。なお、紛争解決センターでの和解事例や和解件数については、文部科学省・原子力損害賠償紛争解決センターのウェブページをご覧ください。

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針の Q&A においても「同（原子力損害賠償紛争解決）センターが提示する和解案に法的拘束力は生じず、和解案に不満を有する当事者が民事訴訟を提起することは妨げられません。」とされています（文部科学省・中間指針に関する Q&A 集該当部分）。